

岩手県告示第 490 号

水産科学館条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 4 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立水産科学館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 普通利用料金

区 分	個 人	20 人以上の団体	
学生	140 円	1 人につき	70 円
一般	300 円	1 人につき	140 円